

令和5年4月3日

旅行事業者 各位

観光庁参事官（旅行振興）

持続可能な観光にかかる研修の受講等を希望する旅行事業者の募集について

下記のとおり、令和5年度「研修等を通じた持続可能な観光の理解・取組促進業務」の取組として、持続可能な観光にかかる研修の受講等支援を希望する事業者を募集します。

記

1 事業実施背景及び事業内容

(1) 事業実施背景

我が国の旅行市場における国内宿泊旅行・日帰り旅行のシェアは全体の約8割となっており、依然として高い割合を占めているが、こうした国内旅行市場は、人口減少に伴い今後長期的に縮小傾向にあることが見込まれる。他方、インバウンドについては、現在コロナ禍により大きく落ち込んでいるが、外国人旅行者のコロナ後の訪日意向は強く、インバウンド市場は今後回復し、その後高い成長率での市場拡大が見込まれているところである。

したがって、長期的には縮小傾向が見込まれる国内旅行需要を埋める新たな旅行需要として、今後、インバウンド市場を更に開拓することが不可欠となる。しかしながら、我が国の旅行者における外国人旅行の取扱額は全体の5%とコロナ以前から著しく少ない状況であり、インバウンド市場の開拓は未だ十分ではない。

そのような中、海外ではサステナビリティ志向の高まりが顕著で、特に欧州の旅行者においては旅行先を選定する基準として持続可能な観光の取組をしていることを要件とする者、旅行者においても BtoB 取引をする相手事業者が共通言語としての持続可能な観光の取組をしていることを要件とする事業者が目立つ。

また、地域側に視線を転ずると、日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）への対応をはじめとする取組が広がりを見せているところ、国内には持続可能な観光に取り組む地域を適切に旅行商品化できる旅行者が不足している。

そのため、（海外と比べると低水準ではあるものの、）国内においてもサステナビリティ志向が高まりを見せる中、このままでは地域側による取組効果を最大限に反映させることができず、国際競争力においても立ち遅れ、旅行者としても

機会損失が生じることが必至であることから、旅行業者において持続可能な観光への対応能力の向上が不可欠である。

(2) 事業内容

ア 持続可能な観光の取組において国際基準（共通言語）とされている GSTC 公認の研修受講支援

○ GSTC

グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会、
Global Sustainable Tourism Council の略

○ GSTC 公認の研修

GSTC の公認トレーナーにより実施される全3日間（計 21 時間以上）の対面研修であり、うち 2 日間が座学（持続可能な観光とは何か、といったことから持続可能な観光の国際指標（GSTC-I・別添参照）各項目を一つずつ読み解くなど）、1 日間がフィールドワークという構成。なお、全行程を通して受講した者には修了証が授与される。同修了証を対外的に示すことにより、持続可能な観光に取り組む社員がいる事業者であることのアピールも可能。

※ 支援対象：研修受講にかかる費用のみであり、研修を受講するための交通費、宿泊費、飲食費等は支援対象外（各自で手配すること）

イ アセスメントレポートの作成

事業者向けの国際指標である GSTC-I（別添参照）各項目について、上記アを受講した上での アセスメントレポート（各社における自己評価書、観光庁指定の様式を採択事業者に追って通知）を作成。

同レポートについて、有識者によるチェック及びアドバイス（添削指導）を実施。

ウ アドベンチャーツーリズムについての研修受講支援

○ アドベンチャーツーリズム

自然とのふれあい、アクティビティ、異文化体験のうち最低2つを含む旅行形態

○ アドベンチャーツーリズムの研修

アの GSTC 研修に併せて、アドベンチャーツーリズムの基本についての研修（座学）も実施（2 時間程度）

エ 脱炭素への取組（グラスゴー宣言への署名）支援（ア、ウ受講事業者から一部選抜）

○ グラスゴー宣言

2021 年 11 月、国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）において発表された観光における気候変動対策に関する宣言で、世界の観光部門で 2050 年までにカーボンネットゼロを目指すというもの。

○ D T S (Decarbonising Tourism System)

旅行における CO₂排出量を可視化できるツールである D T S の活用も通じ

てグラスゴー宣言への対応を進める伴走支援を行うもの。

2 事業実施期間

採択後から令和6年2月28日までの間

(1) 持続可能な観光及びアベンチャーツーリズムにかかる研修

ア 東日本（公認トレーナー：荒井 一洋 氏）

令和5年5月22日（月）、23日（火）、24日（水）

イ 西日本（公認トレーナー：高山 傑 氏）

令和5年6月7日（水）、8日（木）、9日（金）

(2) アセスメントレポートの作成及び有識者による助言

2（1）終了後1～2か月程度の間

(3) 脱炭素への取組

2（1）及び（2）終了後令和6年2月28日までの間

3 研修会場

(1) 東日本

東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル会議室及び同近郊

(2) 西日本

京都市下京区西洞院通塩小下る キャンパスプラザ京都及び同近郊

4 募集事業者数

計50社程度

(1) 東日本

25社（名）程度

(2) 西日本

25社（名）程度

5 応募資格

我が国における第一種、第二種、第三種及び地域限定のいずれかの旅行業者であること。

また、上記研修受講者は、採択事業者から1名ずつとなるが、必ず3日間通しての受講が可能であること（部分受講不可）。さらに、同名について早期の人事異動の予定がなく、中長期的に持続可能な観光にかかる取組を社内の中核的立場で担当できる者であること。

6 応募要領

別紙応募用紙に必要事項を記載の上、以下の宛先に

令和5年4月21日（金）（必着）

までに送付すること。

なお、応募者多数の場合は選考を行い、後日研修等についてのご連絡を行います。

宛先：「研修等を通じた持続可能な観光の理解・取組促進業務」事務局

Tricolage 株式会社

Mail : jimukyoku@tricolage.com

7 本件の問合せ先

「研修等を通じた持続可能な観光の理解・取組促進業務」事務局

Tricolage 株式会社

Tel : 03 - 6822 - 8580

Mail : jimukyoku@tricolage.com